

こども向け
(小学校1年生～5年生)



葛飾区子どもの権利条例



すべての子どもが笑顔で幸せに豊かな生活を送ることができるよう、
令和5年10月「葛飾区子どもの権利条例」ができました。
すべての子どもは権利を持ち、その権利は大切に守られます。

条例の全文



こちらから
読んでみてください

わからないことは、お家の人やまわりの大人にきいてみてください。

子どもの「けんり」ってなんだろう？

子どもはだれでも、生まれたときから「けんり」を持っています。「子どものけんり」とは、一人の人間として大切にされ、成長するために必要なものです。



葛飾区子どもの権利条例ってなんだろう？

全ての子どもの成長を支えていくため、子どものけんりについての約束ごとを決めたものです。

子どもの「けんり」

子どもの「けんり」は守られます



安心して生きる「けんり」



- 命が守られます。
- まわりの大人からの愛情を受け育てられます。
- 健康であるために、病院へ行くことができます。
- いじめやぼうりょくなどを受けず、こまったときやつらいときは、助けてもらえます。

のびのびと育つ「けんり」



- 遊んだり、勉強したり、休むことができます。
- 音楽やスポーツなど、いろいろな経験ができます。
- 子どもであるからといって、いやなことをされることはありません。
- 自分のことについて、ときにはアドバイスを受けながら、自分で決めることができます。

守られる「けんり」



- ぼうりょくなどから守られます。
- 育つことがじゃまされず、守られます。
- いつでも相談ができ、助けてもらえます。

参加する「けんり」



- 自分の考えや思いを、自由に言うことができます。
- 自分の考えや思いは、まわりに大切にされます。
- 同じ考えや思いを持つ人と、仲間になって行動できます。

こ けん り まも 子どもの権利を守るために

おと な 大人がやること

おと な こ ささ
大人のみなで子どもを支えます



かつしかく
葛飾区

いろいろな立場の大人と協力し、子どもが安心して過ごすことができるまちづくりを進めていきます。



そだ まな
育ち学ぶしせつ
(保育所や幼稚園、学校など)

子どもが自分で考えたり、学んだり、活動できるように、いろいろな立場の大人と協力し、支えます。



こ
子ども



ほ ごしで
保護者

家庭が子どもにとって大切な場であることを考え、子どもが安心して成長できるように支えます。



ち
地いきの人たち

子どもが安全で安心して生活できるように、地域で子どもを見守り、支えます。

かつしかく こ けん り じょうれい 「葛飾区子どもの権利条例」ができるまで

条例をつくる時には、子どもを中心に、多くの人に意見をききました。これからも、子どもに関することを決める時には、子どものみなさんの意見をききながら、進めていきます。



くわしくは
こちらをご覧ください。

こまったことがあったときの相談先

● お家のことや生活についての相談

子ども総合センター

☎ 03 - 3602 - 1386

月曜～土曜日 / 午前8時30分～午後5時

(祝日、休日、12月29日～1月3日を除く)



● 親からぼろりよくやつらいことを受けたりしたときの相談

葛飾区児童相談所

☎ 03 - 5698 - 0303

(ぎゃくたいについては、毎日24時間受付)

● 学校生活についての相談

総合教育センター

☎ 03 - 5668 - 7603

月曜～金曜日 / 午前9時～午後5時

(祝日、休日、12月29日～1月3日を除く)

● 子どもの意見表明について

子どもの権利が守られていないと感じるときに、意見を伝えることができます。

子育て政策課

フリーダイヤル

☎ 0120 - 061 - 873 (お金がかからず、電話がかけられます)

月曜～金曜日 / 午前9時～午後5時

(祝日、休日、12月29日～1月3日を除く)



くわしくはこちら▶

発行・条例についての問い合わせ先

葛飾区 子育て支援部 子育て政策課

☎ 03 - 5654 - 6136 (直通)

